

SORAI SCHOOL ロボコン部会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

1. 本SORAISCHOOLロボコン部会員規約（以下「本規約」といいます。）は、YAMAGATA DESIGN 株式会社（以下「当社」といいます。）が、KIDS DOME SORAI（以下「本施設」といいます。）において運営するSORAI SCHOOLロボコン部（以下「当クラブ」といい、当クラブが提供するサービスを「本サービス」といいます。）についてのご利用条件等を定めることを目的とします。
2. 本規約は民法548条の2が定める定型約款に該当し、当クラブのご利用等に際しては本規約の各規定が適用されます。

第2条 (本会員規約の範囲)

1. 当社が会員（第7条に定めるものをいいます。）又はその保護者に対して発する第4条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 当社が、本規約の他に定める本施設の施設利用規約、個別の通知等で規定する本サービスの利用上の決まり、及びその他の利用条件等の告知（以下併せて「利用規約等」といいます。）も、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の定めと利用規約等の定めとが異なる場合は、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の改定)

1. 本規約は、会員の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情等の諸般の状況の変化、本施設または法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規約の目的の範囲内で、会員及びその親権者（以下、併せて「会員等」といいます。）の了承を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。
2. 当社は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容を、当社ウェブサイト上に表示し、または当社の定める方法により会員等に通知することで会員等に周知するものとし、周知の際に定める相当な期間を経過した日から変更後の利用規約が適用されるものとします。

第4条 (当社からの通知)

1. 当社は、当社ウェブサイトの表示、メールの送信、書面の交付、その他当社が適当と判断する方法により、会員又はその保護者に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を表示等した時点より効力を発するものとします。

第5条 (当クラブの運営)

当クラブの開校日、本サービスの具体的なスケジュール等の詳細は、当社が配布するパンフレット又は当社ウェブサイト (<https://www.sorai.yamagata-design.com/school-robocon>) 上でお知らせします。

第2章 会員

第6条 (入会手続き)

1. 当クラブへの入会を希望する方は、当社所定の申込フォームから申し込みを行うものとします。申込手続きは、入会を希望する者の親権者（以下「申込者」といいます。）が行うものとし、入会を希望する方本人が行うことはできません。

ん。申込者が、本項所定の申込手続きを行った時点で、以下の各号所定の事由を含め、本規約に同意したものとみなします。

- (1) 入会を希望する方が小学3年生～中学3年生であること（但し、当社が特別の事情があると判断した場合は、小学3年生～中学3年生以外の入学を認めることがあります。）
 - (2) 入会を希望する方及び申込者が反社会的勢力またはそれに準ずるものに該当しないこと
 - (3) 入会を希望する方及び申込者が当クラブの趣旨に賛同し、本規約に同意していること
2. 当社は前項所定の入会申込書の受領後、入会の可否を審査の上、結果を書面、メールまたは電話により通知します。入会を拒否した場合であっても、その理由については原則として通知いたしませんので、予めご了承ください。
 3. 前項の当社からの通知を行った時点で、当社と申込者との間に、当クラブ利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第7条（会員）

本契約が成立した場合、申込者が前条所定の入会申込書に記載した会員（以下単に「会員」といいます。）は当クラブを利用することができます。

第8条（契約の期間）

本契約の契約期間は、契約日の属する年度の年度末までとします。次年度の利用を希望する場合は、会員の親権者が当社所定の様式で更新手続きを行うものとし、これを当社が承認した場合、契約期間を更に1年間延長することができます。なお、更新手続時に別段の定めがない限り、更新後もなお本規約及び利用規約等が引き続き適用されるものとします。

第9条（利用方法）

1. 会員は、原則として、申込時に選択したコースの指定する日のみ受講することができます。ただし、事情により欠席する場合は、事前に当クラブに振替希望を申し出て当クラブが認めた場合に限り、別コースの開講日に振り替えることができます。
2. 振替希望は、翌月まで受け入れます。翌々月以降に振り替えることはできません。
3. 当クラブの1日の受け入れ人数には限りがありますので、振替をお受けできない場合があります。

第10条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は以下に定めるものとします。なお、以下に定めるもののほか、特別カリキュラム等を行う場合には利用料金と別途費用が発生する場合がありますが、その場合は別途当社ウェブサイトその他適宜の方法により通知いたします。

<利用料金>

1 コース利用料金 3,000 円／月

2. 前項に定める他、教材費その他費用が生じる場合があります。該当する本サービスを提供する場合には、予め当社ウェブサイトその他適宜の方法で事前に会員等に通知いたします。

第11条（利用の制限）

当社は、会員が次の各号に該当する場合、本サービスの利用を禁止・制限することができるものとします。

- ① 伝染または感染する恐れのある疾病を有する場合。

- ② 医師等により活動を制限されている場合。
- ③ その他、本サービスの利用が適切でないと当社が判断した場合。

第12条（禁止行為）

1. 会員は、当クラブの受講にあたり、以下の各号に定める行為を行わないものとします。
 - ① 危険物の持ち込み。
 - ② 他の会員の迷惑となる撮影行為。
 - ③ 風邪やインフルエンザ、感染性のある病気に罹患している可能性がある状態で利用すること。
 - ④ その他前号に準じると当社が判断する行為。
2. 会員等は、入会及び当クラブの受講にあたり、以下の各号に定める行為を行わないものとします。
 - ① 当クラブの運営を妨害し、またはスタッフの指示に従わない行為。
 - ② 当社または本施設や当クラブの信用を毀損する行為。
 - ③ 当社の著作権その他知的財産権を侵害し（侵害する恐れがある行為を含みます）、または本施設や当クラブを毀損する行為。
 - ④ 他の会員等または本施設等利用者の身体、財産、名誉、信用を毀損する行為。
 - ⑤ 法令に違反する行為。
 - ⑥ 他の会員等や当社スタッフ等に対する政治活動・宗教活動又は営利活動
 - ⑦ その他前号に準じると当社が判断する行為。

第13条（会員資格の停止・強制退会等）

当社は、会員が以下の各号に該当すると判断した場合は、会員資格を一定期間停止し、若しくは本契約を解除の上、会員の強制退会の措置を講ずることができるものとします。

- ① 会員等が本規約、利用規約等若しくは当社が定めるルールに違反し、又は前条の禁止行為を行った場合。
- ② 会員等がご利用料金等を納入しない場合。
- ③ 会員等が反社会的勢力またはその関係者である場合。
- ④ 会員等の行為が当クラブの運営に支障があると当社が判断した場合。
- ⑤ 第6条1項所定の申込時の内容に虚偽があった場合。
- ⑥ その他前号に準じるものと当社が判断した場合。

第14条（退会）

1. 会員等が退会を希望する場合は、退会を希望する日の1ヶ月前までに所定の手続きを行うものとします。
2. 退会後は受講残日数があっても受講することができません。
3. 会員は、中学校を卒業する月の3月末日をもって自動退会とします。

第15条（会員情報変更の届出）

会員等は、当社への届出事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の様式にて変更の届出をするものとします。変更等の未届けによる当社からの通知等の不備に関する一切の責任は、会員等が負うものとします。

第16条（譲渡禁止等）

1. 会員等は、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務について、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。
2. 当社は当クラブにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員等の登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員等は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第17条（責任事項）

1. 会員等は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた行為の一切の行為の結果について、専ら当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとします。
2. 会員等は、本サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は自己の責任と費用をもって処理し解決するものとします。また、会員等同士の紛争について当社は一切関与せず、会員等の責任と費用をもって解決するものとします。
3. 会員等は、本サービスの利用により当社または第三者に対して損害を与えた場合（会員が、本規約上の義務を履行しないことにより第三者または当社が損害を被った場合を含みます。）、当該損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第3章 その他

第18条（本サービス内容等の変更）

当社は、会員等に事前通知をした上で、本サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

第19条（休止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当クラブを休止又は本サービスの実施日時を変更（以下、併せて「休止等」といいます。）することができるものとします。
 - ① 交通機関の故障、天変地異、感染性のある病気の蔓延その他非常事態が発生し、またはその恐れが生じたとき
 - ② 当社の事情により休止等にする必要が生じたとき
2. 前項の定めにより休止等となった場合、振替実施を行う場合は別途当社ウェブサイトその他適宜の方法により通知します。1カ月以内に前項各号の事由が改善しないとき又は改善しないおそれがあると認められるときは、振替実施を行わないものとし、この場合の受講の振替については、別途当社ウェブサイトその他適宜の方法により通知します。
3. 本条の定めにより会員等に損害が生じた場合であっても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第20条（料金の改定）

当社は、会員等に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、利用料金を随時改定できるものとします。

第21条（当クラブの廃止・利用の制限）

1. 当クラブは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合、その他やむを得ない事由が発生した場合、当クラブ及び本サービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができます。

2. 当社は、前項の定めに基づき当クラブを閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとし、これにより会員等に損害が生じても、当社は何らの責任を負わないものとします。
3. 会員は、前2項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとします。

第22条（本サービスの提供の中止）

1. 当社は、会員に事前通知をした上で、本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。
2. 当社は、本サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第23条（免責）

1. 当社は、専ら当社に故意または重過失がある場合を除き、会員等が当クラブの利用により被った損害を賠償する責任を負いません。
2. 当社は、当クラブの利用に関し、会員等同士または会員と第三者の間に生じた紛争について、何ら責任を負いません。

第24条（個人情報）

当社は、会員等の個人情報を、SORAI SCHOOL ロボコン部プライバシーポリシー (<https://www.sorai.yamagata-design.com/privacy-policy-3>) に従い、適切に取り扱うものとします。

第25条（撮影・肖像権）

1. 当社は、当クラブの本サービスや各イベントの様子を撮影する場合があります。その際、会員が撮影対象となり、または写りこむ場合があります。
2. 会員の肖像等を撮影した動画や画像は、DVD や写真販売に使用し、また当社の事業紹介、及び当社運営施設に関する広報及び広告（新聞、TV、雑誌、WEB 及び SNS 等を含みます）に使用することがあります。
3. 会員等が前項の使用を望まない場合はお申し出ください。お申し出がない場合は承諾いただいたものとみなします。

第26条（知的財産権）

1. 当クラブの講義内容、配布される教材並びに当社、本施設及び当クラブのウェブサイトで使用されている文章・画像・音声（以下「教材等」といいます。）等の著作権、意匠権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権等は、当社または当社に使用許諾を与える第三者に帰属します。当社の書面による承諾を得ることなく、複製、二次利用、二次配布その他の利用等を行うことは禁止します。
2. 前項の規定は、教材等をご家庭において個人で楽しむ限り、制約はありません。しかし、教材等を「メール等に添付して送る」「CD や DVD にコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNS などで公開する」などの行為は、個人で楽しむ範囲を超える二次利用・二次配布となり、原則として認められません。

第27条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び会員等は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 28 条（専属的合意管轄裁判所）

会員等と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則

本規約は、令和 4 年 10 月 8 日制定、施行します。